

## 第5章 事業計画

---

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策
2. 地域子ども・子育て支援事業



## 第5章 事業計画

### 1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

#### (1) 北谷町全体

##### ◇◇◇ 現状と課題、整備方針 ◇◇◇

###### 【現状と課題】

(公立幼稚園)

- 第1期計画では、3歳児、4歳児からの幼児教育ニーズに対応すべく、複数年保育の実施を掲げており、平成27年度から4歳児の受け入れを順次進め、平成30年度からは町内全園で4・5歳児の複数年保育を実施しております。3歳児からの受け入れについては未実施の状況にあります。また、子育て家庭に占める共働き家庭の割合が7割を超える中、公立幼稚園利用者(または利用希望者)においても保育機能の充実(預かり保育充実)を求める割合が高くなっております。
- 量の見込みにおいても、1号認定での利用ニーズに比べて、“2号認定教育ニーズ”が高くなっております。つまり、共働き家庭の「幼児教育ニーズ+保育機能ニーズ」に対応できる教育・保育施設が必要であり、発達段階の連続性ある教育・保育の実施(3～5歳児での複数年保育)と利用希望者が全て利用できる預かり保育の充実が不可欠となっております。また、幼児期の教育・保育の無償化に伴い、3歳児から預けたいという声(特に1号認定は認可保育所に入れないため、幼稚園や認定こども園が対象となる)への対応も必要です。

(保育所や地域型保育事業)

- 共働き家庭が増加していることに加え、現在働いていない母親でも就労を希望する人が多くなっております。保育所及び認定こども園(2号認定、3号認定)への申し込みは年々増加する一方であり、平成29年4月には第1期計画での量の見込みを上回る申し込み数となっております。
- 第1期計画期間では、毎年度新規整備を行い、受け入れ可能定員を増やしてきました。しかし、平成31年4月時点でも待機児童が存在しており、特に産休や育休明けと関連して、1歳児のニーズがほかの年齢より高く、低年齢児のニーズ対応が課題となっております。また、第1期計画策定時には私立保育所における5歳児保育ニーズも高くなっており、受け皿の拡大を行いました。現在は、町内では0～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供が進められております。

###### 【整備方針】

- 保育ニーズに対しては、低年齢児の受け入れ拡充を図るため、小規模保育事業の新設を行うほか、町内の企業主導型保育施設における地域枠での受け入れも想定して対応します。
- 公立幼稚園については、午後の預かり保育の受け入れ枠拡充により、教育・保育の一体的提供による共働き家庭のニーズへの対応を図ります。また、複数年保育の充実により、3～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供体制を整備します。  
さらに、幼児教育無償化の影響も考慮しながら、公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行について検討します。

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（町全体）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	168	170	165	160	160
②確保方策	180	180	180	180	180
公立幼稚園	180	180	180	180	180
②-①	12	10	15	20	20

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	799	805	784	760	756
2号教育	189	190	185	180	179
2号保育	610	615	599	580	577
②確保方策	845	865	865	865	865
公立保育所	126	126	126	126	126
私立保育所	348	348	348	348	348
公立幼稚園	225	225	225	225	225
認定こども園(私立)	122	122	122	122	122
企業主導型保育事業	24	44	44	44	44
②-①	46	60	81	105	109

③ 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	153	153	154	155	158
②確保方策	153	168	174	174	174
公立保育所	24	24	24	24	24
私立保育所	72	72	72	72	72
認定こども園(私立)	12	12	12	12	12
小規模保育事業	33	33	33	33	33
事業所内保育事業	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業	0	15	21	21	21
②-①	0	15	20	19	16

④ 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	478	475	478	479	483
②確保方策	489	499	499	499	499
公立保育所	90	90	90	90	90
私立保育所	220	220	220	220	220
認定こども園(私立)	36	36	36	36	36
小規模保育事業	76	76	76	76	76
事業所内保育事業	37	37	37	37	37
企業主導型保育事業	30	40	40	40	40
②-①	11	24	21	20	16

■量の見込みに対する確保の方策（町全体）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
令和 2年度	—	小規模保育事業 3カ所（57人） 企業主導型事業所内保育事業 1カ所（10人）
令和 3年度	—	企業主導型事業所内保育事業 2カ所（10人）
令和 4年度	公立幼稚園3歳児 2カ所（40人） ※5歳児40人減→3歳児の受け入れに移行	—
令和 5年度	—	—
令和 6年度	—	—

(2) 北谷中学校区

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（北谷中学校区）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	61	61	60	59	58
②確保方策	70	70	70	70	70
公立幼稚園	70	70	70	70	70
②-①	9	9	10	11	12

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	414	413	401	394	390
2号教育	91	91	88	87	86
2号保育	323	322	313	307	304
②確保方策	402	402	402	402	402
公立保育所	51	51	51	51	51
私立保育所	84	84	84	84	84
公立幼稚園	145	145	145	145	145
認定こども園(私立)	122	122	122	122	122
企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②-①	-12	-11	1	8	12

③ 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	61	62	61	62
②確保方策	66	72	75	75	75
公立保育所	9	9	9	9	9
私立保育所	18	18	18	18	18
認定こども園(私立)	12	12	12	12	12
小規模保育事業	24	24	24	24	24
事業所内保育事業	3	3	3	3	3
企業主導型保育事業	0	6	9	9	9
②-①	4	11	13	14	13

④ 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	230	228	230	230	231
②確保方策	191	196	196	196	196
公立保育所	30	30	30	30	30
私立保育所	48	48	48	48	48
認定こども園(私立)	36	36	36	36	36
小規模保育事業	51	51	51	51	51
事業所内保育事業	16	16	16	16	16
企業主導型保育事業	10	15	15	15	15
②-①	-39	-32	-34	-34	-35

(3) 桑江中学校区

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（桑江中学校区）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	107	109	105	101	102
②確保方策	110	110	110	110	110
公立幼稚園	110	110	110	110	110
②-①	3	1	5	9	8

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	385	392	383	366	366
2号教育	98	99	97	93	93
2号保育	287	293	286	273	273
②確保方策	443	463	463	463	463
公立保育所	75	75	75	75	75
私立保育所	264	264	264	264	264
公立幼稚園	80	80	80	80	80
認定こども園(私立)	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	24	44	44	44	44
②-①	58	71	80	97	97

③ 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	91	92	92	94	96
②確保方策	87	96	99	99	99
公立保育所	15	15	15	15	15
私立保育所	54	54	54	54	54
認定こども園(私立)	0	0	0	0	0
小規模保育事業	9	9	9	9	9
事業所内保育事業	9	9	9	9	9
企業主導型保育事業	0	9	12	12	12
②-①	-4	4	7	5	3

④ 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	248	247	248	249	252
②確保方策	298	303	303	303	303
公立保育所	60	60	60	60	60
私立保育所	172	172	172	172	172
認定こども園(私立)	0	0	0	0	0
小規模保育事業	25	25	25	25	25
事業所内保育事業	21	21	21	21	21
企業主導型保育事業	20	25	25	25	25
②-①	50	56	55	54	51

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

令和2年でも16園すべての園で実施し、令和6年でもすべての園が時間外保育事業の実施を行うよう取り組みます。

#### 時間外保育事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(実人数)		784	786	778	768	770
確保策	実人数	784	786	778	768	770
	施設数	16	19	19	21	21

単位：人、か所

### (2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

各小学校区に公的施設を活用した施設整備を推進し、待機児童の解消を図ります。

#### 放課後児童健全育成事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
見込み		424	417	426	429	432	
確保策	登録児童数	320	400	426	429	432	
	施設数	公的施設利用	1	2	3	4	5
		民間施設利用	5	5	5	5	5
		計	6	7	8	9	10

単位：人、か所

### (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

対応できる事業展開に向けて実施に向けて検討していきます。

#### 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		14	14	14	14	14
確保策	延べ人数	0	5	8	10	10
	施設数	0	1	1	1	1

単位：人日、か所

#### (4) 子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と同じ3か所で行う予定です。

##### 子育て支援拠点事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	11,639	11,590	11,664	11,725	11,848
確保策	3	3	3	3	3

単位：か所

#### (5) 一時預かり(幼稚園型)

家庭において保育を受けることが困難な幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児について、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現在実施している公立幼稚園4か所と認定こども園1か所での一時預かりを今後も継続していきます。

##### 一時預かり(幼稚園における2号認定教育ニーズの定期的な利用)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		52,212	52,231	50,854	49,278	49,032
確保策	延べ人数	52,212	52,231	50,854	49,278	49,032
	施設数	5	5	5	5	5

単位：人日、か所

#### (6) 一時預かり(幼稚園型以外)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

公立保育所2か所での一時預かりと、ファミサポでの対応を今後も継続していきます。

##### 一時預かり(保育所等における一時預かり)

			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)			1,925	1,917	1,931	1,943	1,965
確保策	一時預かり	延べ人数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		施設数	2	2	2	2	2
	ファミサポ		4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

単位：人日、か所

## (7) 病児・病後児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在実施している病院1か所での病児・病後児保育と、ファミサポでの対応を継続していきます。

### 病児・病後児保育

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		597	597	602	602	604
確保策	病児・病後児	400	500	500	500	500
	施設数	1	1	1	1	1
	ファミサポ	500	500	500	500	500

単位：人日、か所

## (8) ファミリーサポートセンター(就学児)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望とする者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みに対応できるように、おまかせ会員の確保等によりニーズへの対応を図ります。

### ファミリーサポートセンター(就学児)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1,233	1,207	1,224	1,221	1,226
確保策	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900

単位：人日

## (9) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業による相談員の配置と令和2年度からの母子健康包括支援センター設置により、子育て支援及び母子保健両面での支援を進めます。

### 利用者支援事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		1	1	1	1	1
確保策	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

単位：か所

#### (10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

現在の実績に基づいて算出された見込について、訪問対応を行います。

##### 乳児家庭全戸訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	312	312	314	317	322
事業実施予定	302	302	306	310	317

単位：人

#### (11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育が必要な家庭への訪問支援を行っていきます。

##### 養育支援訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	18	20	22	24	26
事業実施予定	18	20	22	24	26

単位：人

#### (12) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。(妊娠届出により、母子健康手帳とあわせて妊婦健診受診票を交付し、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健診が受けられる)

一人当たり14回の妊婦健診補助を今後も継続して実施してまいります。

##### 妊婦健診

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	4,368	4,368	4,396	4,438	4,508
確保策	4,368	4,368	4,396	4,438	4,508

単位：人回

### (13) 実費徴収に伴う補足給付事業

保育所等において、低所得世帯(主に生活保護世帯)の子どもに係る、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を免除した場合、その費用を施設に対して補助する事業です。

対象者への周知を強化し、事業を推進します。

#### 実費徴収に伴う補足給付事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	10	10	10	10	10
確保策	10	10	10	10	10

単位：人

### (14) 多様な主体の参入促進事業

新規参入施設等に対して保育所OB等、事業経験のある者を派遣して、巡回支援を行う事業です。本町においては公立保育所のOBを派遣して事業を実施しております。今後も新規施設の開所や既存施設の要望等に応じて事業実施していきます。

#### 多様な主体の参入促進事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	8	8	4	4	4
確保策	8	8	4	4	4

単位：か所

### (15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。町民へ周知を図る取り組みをすることで、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげます。

#### 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1

単位：か所